

第五十二回
國會

參議院厚生労働委員会會議録第八号

第一百五十三回 参議院厚生労働委員会会議録第八号

平成十三年十一月二十二日(木曜日)
午前十時開会

委員

委員の異動

十一月九日

辞任

段本 幸男君

西山登紀子君

十一月十四日

辞任

大脇 雅子君

小池 晃君

十一月十五日

辞任

大脇 雅子君

大脇 雅子君

十一月十九日

辞任

伊達 忠一君

尾辻 秀久君

補欠選任

伊達 忠一君

尾辻 秀久君

尾辻 秀久君

十一月二十日

辞任

川橋 幸子君

小宮山洋子君

補欠選任

伊達 忠一君

尾辻 秀久君

尾辻 秀久君

十一月二十一日

辞任

今泉 昭君

若林 秀樹君

補欠選任

伊達 忠一君

尾辻 秀久君

尾辻 秀久君

出席者は左のとおり。

理事事

委員長

田浦 直君

阿部 正俊君

阿部 正俊君

柳田 真人君

朝日 俊弘君

中島 あきら君

坂口 力君

厚生労働大臣

國務大臣

副大臣

厚生労働副大臣

南野知恵子君

松

事務局側

常任委員会専門 川邊 新君

政府参考人

厚生労働大臣官 青木 豊君

房審議官 厚生労働者雇用均等・児童家庭

岩田喜美枝君

局長

○本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○政府参考人の出席要求に関する件

○児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○児童福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。児童福祉法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長岩田喜美枝君外一名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

松

事務局側

乳用牛、雌でございまですが、六十七カ月のものでございますが、いわゆるスクリーニング検査をいたしております。エライザ法、このエライザ法によりまして陽性でございました。それで、帝広畜産大学におきましてウエスタンブロット法という二次検査、これをしたわけでございますが、これを確認検査を実施しました結果、二十一日午前陽性と判定をしたところでございます。このため、同日午後からこの牛海綿状脳症の検査に係ります専門家会議を開催いたしまして、そして免疫組織化学検査の結果もそれに加えまして専門家による検討を行い、当該のこの牛はBSSEであるとの確定診断の結果を得たものでございます。

なお、この牛の特定危険部位は既に焼却されおりませんし、肉類、内臓、その他、こうしたもののも今後焼却処分にすることとしていたしております。市場に出すことはございません。

全体としてこれまで現在まで八万数千頭ぐらい検査をしてまいりましたでしょうか。そして、ここに二例目が発見されたわけでござります。一例目があり、そして二例目がこうして出したわけでございますので、今後も出る可能性としてはないと申せません。起こり得ることであるというふうに我々も思っております。

問題は、その牛が出来ましたときに、検査によつてそれを一般市場に絶対に出さないという、その検査を徹底して行うということが大事だというふうに思つておりますし、消費者の皆さん方にも一番御安心をいただくことだというふうに思つております。

今回、こうして二例目を発見できたというのも十月十八日から実施をいたしました検査が十分に機能していくことを証明しているというふうに思つておりますし、これからも厳しくこの検査を続けていきたいというふうに思つておござります。

召し上がるって安全宣言というのを出されました。これは何に対する安全宣言だったんだでしょうか。そこで召し上がるた牛肉は全頭検査の前の肉なわけですね。これに対しては消費者団体などからも時期尚早だったのではないかという意見がありますが、その点についてはいかがでしようか。

○国務大臣(坂口力君) 十八日に出しました、私たち安全宣言とは言っておりませんけれども、いわゆる安全宣言でございますが、これは、これから屠畜場におきまして屠畜をいたします全部の牛について検査をいたします、したがいましてこれからはこの屠畜場で処理をされます牛の中から一頭たりともその疑いのあるもの、あるいはその病気につかつた、BSEに罹患したものは出しません、そういう安全宣言でございました。したがいまして、そのBSEという病気につかつた牛が今後出ないという宣言をしたわけではありませんで、出ましたときにも消費者の皆さん方の方にその肉が出回ることはありませんという安全宣言をしたわけでございます。

お肉を食べましたのはもう少し前の話でございまして、その日に食べたわけではございませんが、マスコミの皆さん方が食べてほしい食べてほしいと言うのですから食べたわけでござりますけれども、何遍か放映していただきまして光栄の至りというふうに思っておりますが、しかしこの肉はもともと安全なわけでございますから、たとえその検査前のものでありましても別に私たちは心配をいたしているわけではありません。

しかし、消費者の皆さん方はそうはいきませんので、厳しい検査を行う、特に若い牛につきましても検査を行ふ、すべての牛について検査を行うということで、皆さん方に御安心いただきたいというのである日の日にそういうことを発表させていただいたわけでございます。

○小宮山洋子君 次の質問は、事務方の方から農水省の管轄ということだったんですけども、厚生労働省としても働きかけをしていただきたい

いう意味で質問させていただきたいと思います。
出回っている牛肉について、検査前の牛が検査
後の牛かということが消費者には見分けがつきま
せん。大体解体されて五日以上かかると言われて
おりますが、肉を手にして、私もスーパーなどで
買いますが、手にしたときに表示されている加工
日というのはカットされた日付で、解体日とか出
荷日の表示はございません。中には消費期限しか
表示していない店も多くて、消費者はその全頭検
査の後かどうかが見分けがつきません。
ということは、一層の安心を図るために、検査
前の牛肉の全量を回収する必要があるのではないか
かと思いますが、これは農水省の管轄ということ
ですけれども、厚生労働省としてもぜひ安心のた
めにそういう働きかけを大臣にしていただきたい
と思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) 御指摘のように、ここは
農林水産省の方のお仕事の範囲でございますけれ
ども、十月十八日に我々検査を開始いたしまし
て、それ以前の牛肉というものは若干残っていたも
のがございます。これにつきましては全部農林水
産省の方で市場に出ないよう手を打っていただ
きました。したがいまして、現在出回っております
ものの中に検査をしない牛肉というのはないと
いうふうに思っております。現在スーパー等で出
回っております牛肉の中にはその前のものはない
というふうに思っています。

ただ、これは今、備蓄されているわけでござい
ますから、これを今後どうするかということを決
定していくなければならないというふうに思つて
おります。そこは今、鋭意、農林水産省の方でこ
れを廃棄処分にするのかどうするのかということ
は御議論をいただいているところとというふうに聞
いておりますので、我々いたしましても、この
十八日以前の肉が現在の肉と同じように出回らな
いように農林水産省の方にお話を申し上げてい
るところでございます。

○小宮山洋子君 もう一点だけこの狂牛病関係で
伺いたいと思うんですけども、とにかく九月十

日本に感染症の疑いが明るみに出てから行政の側の不手際とか後手後手に回った対応というのが不信感を招いているのだと思います。半年前に日本は安全と言いつつE.Uからの忠告を拒否されたその方の責任はどうなっているのかとか、五年前に行政で禁止していた肉骨粉を相変わらず使っていて五千頭以上の牛に与えられていたという事実があるとか、消費者の不信感というのは本当に根強いんだと思います。

とにかく感染ルートの解説がまず第一だと思いますし、不信感を払拭するためにはさらなる安全対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(坂口力君) 感染ルートの解説というのは、言うはやすくしてなかなか難しいものだというふうに思います。特に、一頭とか二頭とかという非常に少ない感染牛でその感染ルートを明確に早く出すということはなかなか難しい話であるということは私も十分にわかっているつもりでございますが、しかし消費者の皆さん方からすれば感染ルートを明確に早くしてほしいというお気持ちがあることも十分わかるわけでございますので、その解説のために農林水産省と我々も協力をいたしまして当たりたいというふうに思っているところでございます。

それから、今後安心をしていただきますためには、やはり厚生労働省の方で出しております検査体制、これを今後徹底してやっていくということを一日も早く皆さん方に御理解をしていただきことが大事だというふうに思つておりますし、現在やつておりますことをあらゆる機会を通じまして皆さん方に知つていただくよう努めをしているところでございますし、これからもしたいというふうに思つているところでございます。

○小宮山洋子君 それでは、きょうの本題の児童福祉法改正の方の質問に移らせていただきます。まず、認可外保育所についてが今回の一つの核だと思いますので、その点について伺います。

大和市のスマイルマムの死亡事故などへの対応として、さきの通常国会にまず民主党として認

ていく必要がございますから、保育サービスの提供そのものを市町村営で行うということを前提としているものではございません。

これをもう少し敷衍して申しますと、委員御承知のとおり、全国それぞれの地域でいろいろな問題を抱えております中で、例えば都市部におきましては需要が増大をすると、ところが土地、建物の確保が非常に困難だというあれがございまして、こういう場合は公有財産の貸し付け等を通じて多様な事業者の能力を活用した方がいいじゃないかという意見がだんだんと強くなっています。また、急速な需要増大に対応するために設置主体制限を撤廃して多様な事業者の参入を促進すること必要であるという意見も強いわけございました、この場合には遂に公立保育所の場合の職員定員管理というような問題も一つの難しい制限になつてしまつという面もございます。

したがいまして、委員も全国の自治体の首長のお話をお聞きになればすぐおわかりだと思いますが、私も日々言われておりますのは、私のところはぜひとも民間の人々させてもらいたいと、こういう御意見が強いわけでございまして、その点を十分御理解をいただきたいと思います。

○小宮山洋子君 この第五のところにあります「保育需要が増大している市町村」というのはどちらくらいあるのか。

それで、現在既に民間での運営、それから建物の貸与というのは何件くらいあるのか。

現行でも行えるのに、先ほど私が申し上げた児童福祉法に盛り込まなくていいのではないかと思うんですが、それは厚生労働省の方の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育需要の具体的な増減を個々の市町村とに把握しているわけでございませんけれども、平成十二年四月一日現在で待機児童が百五十人以上いる市または区、こういうところは保育需要が大変ふえていて供給が追いついていないというところでであろうかと思いまが、これが五十七カ所ございまして、都市部を

中心に保育需要が増大している市区が相当数あるというふうに考えております。

公設民営方式の保育所の現状ですけれども、建物の貸与によるものが約百件、業務の委託によるものが約二百六十件ございます。

続きまして、わざわざ法律に規定することの意味は何かというお尋ねについてでございますが、

その公設民営方式を進めるこの必要性についてはただいま提案者から御説明があつたとおりでござりますけれども、これは一厚生労働省だけの方針ということではございませんで、例えば本年三月三十日に閣議決定しました規制改革推進三ヵ年計画でも公立保育所の民間委託の活用の促進がうたわれましたし、また本年六月に出されました男女共同参画会議の提言、それを受けた七月の閣議決定でも公設民営方式の重要性が強く指摘されたところでござります。

先生御指摘のとおり、改正法の根柢がなければ公設民営方式を実施することができないということはありませんけれども、保育需要の増大に適切に対応していくたゞく国としての問題意識を法律上明らかにしていただき、保育サービスの提供拡大に資する方法を法律上明記していただくということは市町村に適切な対応を求める上で大変効果的で意義があるというふうに考えております。

○小宮山洋子君 提供拡大とおっしゃいましたけれども、先ほどから申し上げているように、やはり質が問題だと思うんですね。

今挙げていたいたいように、かなりのところでは既に公設民営で行われておりますが、全国の各地で保護者の間で保育の質の切り下げになるのではないかという不安が現に起きているわけです。厚生労働省伺うと、国の認可基準はクリアするのだから切り下げではないとおっしゃるんですけれども、各自治体では独自に上乗せをして良質な保育を提供していた、その部分は民営にする中で切り下げる、実質切り下げになつてているというケースがあるわけです。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育需要の具体的な増減を個々の市町村とに把握しているわけではありませんけれども、平成十二年四月一日現在で待機児童が百五十人以上いる市または区、こういうところは保育需要が大変ふえていて供給が追いついていないというところであろうかと思いまが、これが五十七カ所ございまして、都市部を

所のうち、来年、二〇〇二年の四月から東羽衣保育所を民営化するということ。保護者との話し合いで一回持たれたんでしょうか、うまくいかない加配の保育士も配置されている中で、六つの公立の保育所の中でも一番多い、二〇〇〇年度だけものが約二百六十件ございます。

続きました、わざわざ法律に規定することの意味は何かというお尋ねについてでございますが、子さんはアレルギーを持っている。その原告の一人のお

訴えで裁判が起こされている。その原告の一人のお

訴えで裁判が起こっている。その原告の一人のお

めで、在宅のお子さんへの支援も必要なわけですが、それでも、育児教室とか園庭開放など、そのための加配の保育士も配置されている中で、六つの公立の保育所の中でも一番多い、二〇〇〇年度だけで千組を超える利用者がこうしたことにもありますけれども、担任の先生がかわつただけでありますけれども、担任の先生がかわつただけで子供は行きたくなるわけです。それが全部のみんな切りかわるということを保護者の方は心配しているらしく、私も小さい子供を預けていた経験がありますけれども、担任の先生がかわつただけで、このようなことが行われていたわけです。

それから、今回、民間になると保育士の方がみんな切りかわるということを保護者の方は心配していますけれども、担任の先生がかわつただけで子供は行きたくなるわけです。それが全部のみんな切りかわるということを保護者の方は心配していますけれども、担任の先生がかわつただけで、このようなことが行われていたわけです。

今申し上げたような実質的なこという質の切り下げ、それから子供たちへの影響といふことが民衆のなかで出てくるんだと思いますけれども、こ

うした点はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 何が保育の質かと

いうことをまず考えてみたいというふうに思いましたが、一つは、施設の面積ですか保育士の人数ですか、そういうものを最低限の面積なり人数を確保していただきて質のいい保育サービスを

やつしていただくということだというふうに思いましたし、もう一つには、利用者のニーズにこたえた多様なサービスがどれだけ提供できるかという、そういう面での保育の質もあるというふうに考えております。

前者の保育の質につきましては、国としては、公立、民営を問わず児童福祉施設の最低基準の遵守というのが義務づけられておりますし、また

多様なサービスがどれだけ提供できるかという、そういう面での保育の質もあるというふうに考えております。

また、高石市の場合は、看護士、栄養士が各保育所に正規の職員としてこれまで配置されていまして、それで、アトピーのお子さんの食事も、そ

こを減らすというのではなくて、見た目は変わらぬような代替食にしていくという非常に心のこもった細やかな質の保育が行われていたところがあります。それから、あと障害乳幼児

に対する療育システムなどいうものもあって、担任のほかに障害児加配の一名がいて個々に必要な援助を行っている。あるいは、これから保育所は子

は全国的に見ますとむしろ公立保育所よりは民営の保育所の方で頑張っておられるという実情もございますので、そういう多様なニーズにサービ

スがどれほどこだわられるかといったようなこと

も保育所の質の判断に当たっては重要な視点ではないかというふうに思っているところでございま

す。

○小宮山洋子君 今私が伺つた中身とお答えはちょっととそれ違つてあるように思います。民営化される場合、やはり今保育所の必要な経費のうちの八割が人件費ですので、そういう意味でやはり質が、今私が申し上げたような障害児とかあるいは一般の方とかアトピーの方とかそういう方への、そこにいる子供一人に対する質が落ちるのではないかということを申し上げているんで

す。

私が聞いているところでは、この高石市の場合、昨年九月に民営化が決められて、市の説明会があつたけれども、ここでは、先ほどたびたびおつしやいましたけれども、一方的に民営化をするという通告であったと。住民投票の署名を集めたけれども、これも市議会で却下されて、ことしの八月に東羽衣保育所が民営化されるということが特定され、九月にこの保育所の保護者が原告になつて裁判を起こして、今月、第一回の公判が行われたということです。

保育所の運営をだれがするかというのは大阪府が決めて、実際の運営を市が行うということだと思うんですけども、国としてもやはりこうした事態に責任があるのではないかと思うんですが、いかがでしよう。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 保育所の運営形態をどうするかというのは専ら当該市の判断であるということに当たりましては、先生おっしゃいましたように、やはりそこに在籍している子供たちの場合はなくして既存の公立の保育所を民営化する分得で進めるということは必要であるというふうに思つております。

相当数の回数と申しましたのは、私どもが報告

程度保護者に説明会を開いて理解を求め、理解が得られつつあるというふうに報告を受けていると

ころでござります。

○小宮山洋子君 一番問題なのは、今もおつしやつたように、保護者にきちんと情報を公開して納得を得る努力が行われているところでは、今、局長がおつしやつたように多くの方の理解が得られているとは聞いていません。民営化に反対といふ署名が四万五千の市の中で二万以上集まつてゐるという現状があるわけです。

私は、今、高石市のケースを例として伺つたわ

けですけれども、そのほかにも鎌倉市、堺市、八

千代市など、各地でさまざまな問題が起きている

と聞いています。このような現状があるので、公

設民営をさらに後押しする条項を今回の改正で児

童福祉法に入れるということは、質が切り下げら

れるという意味で私は疑問を持つております。特

に子供につきましては、子供にとってのよりよ

い保育という視点が必要だと思うんですね、そこ

にいる一人一人の子供を中心置いていた。それが欠

けているのではないでしようか。

その質を担保するために、前回の児童福祉法改

正、これには私は審議会の委員としてかかわりま

したけれども、その中で措置から契約に変わつた

ときにも懸念になつて、適切な情報がきちんと

と提供される、あるいはそこで行われている保育

の質がきちんとチェックができる、そのような第三

者による評価が必要だということをずっと申し上

げてきたんですが、この点については少し来年進

むことがあると伺つていますが、どういうふうに

なつておるでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) まず、保育所につ

いての情報開示、情報公開でございますけれど

も、児童福祉法に基づきまして市町村、そして保

育所の経営主体それぞれが情報提供を行つておりまして、本年一月からはインターネットを使った

情報提供も始めておりますので、利用者にさらく

必要な情報を使っていただきやすい形で情報提供

を進めてまいりたいと思つております。

また、保育の質を一層向上させるため、また利

用者が適正な選択ができるようするために、保

育サービスの内容などについて第三者が公正でか

ら一概になかなかこれは言えないわけでございま

す。

ただ、民営化を進めていくに当たりましては、しかし民営化になりましても質を下げてはならないだけは事実でござりますので、そこをどうしていくか。民営化にしました場合に、今、市町村におきましても、すべてをそれじゃ民営化にしたから民間にだけやだねでいいというふうにお考えになるのではなくて、やはり支援をする

ところは今までどおり支援をしながら民間の皆さ

ん方の御協力をいたくというようなことも私は

います。

○小宮山洋子君 私は規制改革については、經濟的規制についてはどうどんどん進めるべきだと思いま

すけれども、暮らしの安心、セーフティーネット

といふ部分はきちんと守らなければいけないと

思つてます。福祉の質を確保するためには、や

はり競争原理、市場原理に任せるとだけというわけ

にはいかないと考えるんですけれども、先日、予

算委員会でも坂口大臣はこの趣旨に沿つた御答弁

をいただいて、福祉についての規制改革は一線を

画して行うべきだと書つていただいたと記憶して

います。

今の高石市の状況を聞かれてどう思われるか、

保育の規制改革についてはどのようにお考えで進

めていかれるかを、これは大臣に伺いたいと思ひます。

○國務大臣(坂口力君) この保育所の民営化につ

きましては、もう一、二年前からいろいろ取り組んできたところでござります。

それで、公営と民営とはそれぞれ持ち味が違

いますし、いいところ、そしてうまいかないところ、双方に私はいろいろあると思うんですね。公

営の場合にはなかなか、例えば時間延長をしてほ

しいということを言いましてもなかなか時間が延長

ができないからとか、いろいろのことがござい

ますし、いいところ、そしてうまいかないといふ

うことはないかというふうに思つております。

○小宮山洋子君 私も民営化が全部悪いと言つてゐるわけではなくて、その質を保つこととやはり保護者の納得が必要で、そうした取り組みをしっかりしていただきたいと思っております。

そして、去年から民間参入できるようになつた

わけですから、どれくらいの民間が果たして

参入しているのか。先ほど申し上げたように、運

営費の八割が人件費です。それで、多様なニーズ

にこたえるといいますけれども、ニーズにこたえ

られないゼロ歳児、低年齢児、夜間などはコ

ストがかかつて採算が合わないわけです。本当に

ニーズに合つた保育が民間参入でふえるのかどう

か。

これは南野副大臣伺いたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 御質問でござります。

保育についてのベテランな小宮山先生でござりますので、もうそこら辺は御存じの上だらうといふうに思つておりますが、私の民営化に対する気持ちはいたしましては、やはりフレキシビリティーが子供との生活の中には必要になつてくるだらう、どのようなことが起つてかわからぬ子供さんをお預かりすることについては、やはり仕事の上でもそれが柔軟にできる私立化、民営化というのが必要だらうと思つますので、ニーズは高まつくると思っております。

○小宮山洋子君 それから、今回の改正の中で保育士の名称独占が盛り込まれていますけれども、現在、児童虐待への対応とか子育て支援の核としても保育所、保育士の皆さんへの期待が高いわけです。スーパー・バイザー的な機能も求められています。そこで、これまでも養成課程が二年でいいのか、四年制が必要じやないかといふこともずっとと言われてきたんですが、この点は提案者はどのようにお考えでござります。

○衆議院議員(田村憲久君) 御質問いただきまし

てあります。どのようなことが起つてかわからぬ子供さんをお預かりすることについては、やはり仕事の上でもそれが柔軟にできる私立化、民営化と供養の上でもそれが柔軟にできる私立化、民営化と事業の上でもそれが柔軟にできる私立化、民営化と

だらう、どのようなことが起つてかわからぬ子供さんをお預かりすることについては、やはり仕

事の上でもそれが柔軟にできる私立化、民営化と

自体にも相談業務というものを規定いたしており

ます。ですから、それへの対応という意味では、

それの機能強化の意味でいろいろ研修をして

いただくということでございまして、それはいろ

んな関係機関等々に、今もお話をいたけれど

も、國の方から助成をいたしております。その

ような部分で対応をしていっていただきたい、そ

んなふうに思つております。

○小宮山洋子君 時間がなくなりましたので、最

後に大臣に幾つかの点をまとめてちょっと伺いた

いと思うんですが、最初におっしゃったように、

幾らニーズにこたえるようにしても、どんどんど

んどん新しいニーズが出てきてしまつ。これは対

症療法だけでは無理で、前回本会議でも申し上げ

たように、今の働き方を改めていく、女性も男性

ももつと家族と向き合えるような働き方にしてい

く、同一価値労働同一賃金ということも、せつか

く厚生省と労働省が一緒にならされたので、大臣が

お考えになればできることだと思いますので、基

盤を整備して多様な働き方ができるようにしてい

くことが過剰な保育需要を抑えることにな

るのではないかと思うのが一点。

それから、児童福祉法の改正、これまでも何回

も行われてまいりましたが、前回の改正のときに

も、例えは福祉の対象として、保護の対象として

子供を見るのではなくて条約にも批准した子供の

権利を認めるものにしてほしいということを含め

てたくさん課題が残つております。当時の児童家

庭局長は、百メートル競走ではなくて、リレーで

バトンを渡すように次々必要な改正は行つていく

とおっしゃつたんですけれども、そのあたりが行

われていません。

○国務大臣(坂口力君) 前半の過剰にならないよ

うにするためには男女の働き方、そして社会全体

これはぜひ進めていかなければならないわけで

ございます。ございまして、いわゆる職場におきます勤務のあ

り方、そして男女における格差の是正、これらが

は日本の男性は一人で家庭を支える大黒柱であり

ました。しかし、今は社会のいろいろな状況にお

いて、リストラがあり、また先ほどワーカーシェア

リングなんという話を出ておりましたけれども、

いろいろの状況のもとで男女とともに働くなけれ

ばならない時代、夫婦がともに働いて家計を支え

なければならぬ時代に入つております。しか

し、残念なことに、今、日本の社会の構造は、そ

のなかで女性が子供を預けて働ける社会構造には残

念ながらまだなつてない、確立されていないと

いうのが現状であるというふうに私は思つている

ところでござります。ですから、そういつた中で

おつきましては、今まで部分的にはいろいろの分野

でこれを取り上げてきておることも事実でござい

ます。

それから、もう一つの方の子供の権利のことにつきましては、今まで部分的にはいろいろの分野でこれを取り上げてきておることも事実でござい

ます。

それで、これからワーカーシェアリング等の話し合いになりましたときにもそうし

て児童福祉法の中にも位置づけられております

し、それから児童虐待の問題等につきましたても新

しい法律をつくりましたとか、さまざまなかい

で新しい試みがなされていることも事実でござい

ます。しかし、しかしこの精神は、今までこれこれを

やつたからそれでもいいというわけではござい

ませんで、さらに児童福祉法の中に盛られており

ます精神というもの前進をさせるための努力と

いうのは絶え間なくこれは続けていかなければな

いものというふうに考えておる次第でござい

ます。

○松あきら君 公明党の松あきらでござります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、質問する前に、きょうは津島前大臣がい

らつやつております。出産育児一時金の無利子

貸付制度の決断で今たくさんの方が喜ばれています

時代の変化、多様な生き方やライフスタイルに

より女性の社会進出も著しくなつております。し

かし、現実はそれだけではございません。今まで

は日本の男性は一人で家庭を支える大黒柱であり

ました。しかし、今は社会のいろいろな状況にお

いて、リストラがあり、また先ほどワーカーシェア

リングなんという話を出ておりましたけれども、

いろいろの状況のもとで男女とともに働くなけれ

ばならない時代、夫婦がともに働いて家計を支え

なければならぬ時代に入つております。しか

し、残念なことに、今、日本の社会の構造は、そ

のなかで女性が子供を預けて働ける社会構造には残

念ながらまだなつてない、確立されていないと

いうのが現状であるというふうに私は思つている

ところでござります。ですから、そういつた中で

おつきましては、今まで部分的にはいろいろの分野

でこれを取り上げてきておることも事実でござい

ます。

それで、これからワーカーシェアリング等の話し合い

についてお答えいたいで、私の質問を終わり

ます。

それで、質問に入らせていただきます。

それは、質問に入らせていただきます。

ばならないと思つております。

認可外保育所で事件が起つております。私の地元のスマイルマム大和の事件も、ちびっこ園の事件も非常に残念な事件でござりますけれども、こういうことが起つてゐるわけでございます。

ですから、国の定める施設や人員配置等の最低限の基準を満たした公立、私立の保育所で、こことはその基準を満たした保育ができるように国や自治体から運営費が支出しているわけで、保育料は世帯の収入によって国で基準が決められている。認可の外の保育所となると、ところがそうはいかず、いろんな事件が起きていたりと、安心した施設が欲しい。

そこで、今回の公設民営の保育所でございますけれども、先ほど伺つたところによりますと認可の保育所に限られるということです。そして、その公設民営の保育所は、運営が民間であつて基準や施設は認可保育所の基準を満たしていいる施設ということであれば、私はこれはいい方法であるなどいろいろ思つてゐるところでござりますけれども、公設公営と公設民営ではどこがどうに違うのか、あるいは公設民営にするところでよいところがありますというようなところを、この違いについて発議者の方に教えていただきたいと思います。

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党的江田でございます。
公設公営と公設民営の違いといふことに関して、基本的には、先ほども申されましたように、公設公営は地方公共団体が設置してかつ運営するものに対する公設民営とは、公財産の活用などにより地方公共団体が一定の関与を行いながら、社会福祉法人を初めとした多様な事業者が運営を行つものであるということでございまます。

まずはそういうことでござります。
○松あきら君 この公設民営化は、先ほど小宮山先生からお話をございましたけれども、これを進めていく上でいろいろな利点も出てくるという

ふうに私は認識しているわけでございますけれども、児童福祉法二十四条によれば「市町村は、」

「保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」とあります。

保育所を設置するのは地方自治体の仕事で国が口を出すべきではないという意見もありました

が、これについてはどのような御見解かなというふうに思つておきます。

また、こうして公設民営保育所がふえますと、公設公営の保育所は今後どうなるんでしょうか。

これからも増設していただけるんでしょうか。それとも増設は打ち切りになるんでしょうか。

実は、新エンゼルプランの目標値は平成十六年で一万一千五百カ所で、年間約五百カ所を見込んでいます。私は、きのう、実はこれは国民

でいるんですね。私は、きのう、実はこれは国民生活でもちょっと申し上げたんですけども、来年度の概算要求ではそれを上乗せして一年で八百

カ所あやす、こういう目標があるんです。でも実際は既にもう年間七百五十から八百カ所あやしていますね。ですから実態は追認している程度

だというふうに思うわけです。

ですから、設置箇所を引き上げていくためにはさらにも目標値を上げていかなきゃならないと、私はこういうふうに思つてゐるのでござりますけれども、

○衆議院議員(江田康幸君) 公明党的江田でございます。

がらその形態を進められていくものと考えております。

○松あきら君 そうすると、別に打ち切りにするとかなんとかじやなくて、それぞれの自治体で考

えていただきたいと、これはお願いでございますけれども、ぜひそのように、経理ももう所信表明でもおつしゃつてあるわけでございますから、ぜひお願いいたしたいと思います。

これは私、厚生労働省にお願いでござりますけれども、先ほど申し上げましたように、ぜひ目標値を上げて公設公営の方もきちんと数をふやしていただきたいと、これはお願いでございますけれども、ぜひそのように、経理ももう所信表明でもおつしゃつてあるわけでございますから、ぜひお願いいたしたいと思います。

公設民営の保育所における保育料はどのようになるんでしようか。やはりこの点が一番主婦に

とつて心配、女性にとって心配でございます。やはり民営というのは、普通で考えても民営といふのはもうけ主義じゃないかなと、ちょっとこういふふうに思つてしまふんですね。ですから、その

お金に対してよい保育ができるないというような声

はあります。ですから保育の質に関して心配する

だけです。だから、設置箇所を引き上げていくためには

さうふうに思つてしまふんですね。ですから、その

お金に対してよい保育ができるないというような声

はこういうふうに思つてゐるのでござりますけれども、この点はいかがでございましょうか。発議者で結構でございます。

○衆議院議員(江田康幸君) 保育料というのは各

市町村において定められておりまして、市町村が

徴収するものでござります。同一市町村であれば、運営主体のいかんを問わず、所得に応じて同一の保育料となるということでございますので、

御心配は要らないかと思います。

また、同じく運営主体のいかんを問わず、児童福祉施設最低基準また保育所保育指針の遵守が求められているものでございまして、基本的な保育の質は、先ほども申されているように、確保されるべきものと考えております。

また、あわせて保育の質が確保されるよう、

も、ぜひその質ということを確立していただきたい、質を落とさないようにしていただきたいといふふうに思つておきます。

東京都において認証保育所という施設を始められました。なかなかこれは好評であるというふうに伺つておりますけれども、横浜にももともと横浜保育室という、そういう施設がございます。これはどちらかわかりませんけれども、まずどのよう

な施設であるかと認識しているかということございましょうか。

○衆議院議員(江田康幸君) 質問に直接答えられると、かどうかわかりませんけれども、まずどのよう

な施設であるかと認識しているかということございましょうか。

東京都認証保育所というのは、もちろん認可外保育所であるかと思いますが、その認可外保育所に対しても東京都がある一定の認証要件を満たしておればその認証をする、また助成を行うといふことであるかと思つております。

その認証要件については、設営、運営に関する基準は認可保育所とほぼ同等であること、また直

接契約で保育料は一定範囲で自由設定、そして駅前設置でゼロから二歳児受け入れ数は定員の五割以上であること、一時間以上の延長保育を実施すること、こういったことが認証要件になつていて

あります。これは国庫負担はございません。

設置状況としましては、平成十三年十一月現在で目標を上回る十五カ所、そのような設置状況であるということで伺つております。

よろしいでしようか。

○松あきら君 つまり、お金を出していただい

て、公設公営が少ないですから東京都がこういう判断をして、また助成をしていただくということ

に対しても喜ばれているわけなんです。

今まで、認可保育所になると規制がいっぱいありますよね。ですから、夜も遅くまでは預かってあげられない、いろんなことがあって、それで無認可にしているところが私の地元なんかでもあるん

○松あきら君 お金のことはわかりましたけれども、

ですね。ですから、そういう意味でこの認証保育所というのも、多分本当に皆さんとのニーズに合わせているから喜ばれていると思うんです。こういった質のよい、皆様のニーズに合わせている無認可の保育所は今後どうなるんでしょうか。これも発議者の方がおわかりになれば、もうそこでなければ厚生労働省、どちらでもよろしいです。お願ひいたします。

○政府参考人(岩田真美枝君) 認可外保育施設は、その質はさまざまですが、いりますけれども、中には、先生がおりしゃいましたように、例えば、今、先生がおりしゃいましたように、例えば乳児保育ですか夜間保育ですか、なかなか認可の保育所では十分な対応ができるいないところをそれにかわってやつていただいているという面もあるというふうに思います。原則としては、そういう良質なところについてはいま一歩頑張つていただき、それを私たちも応援したい、助成したいというふうに思つておりますので、それを何とか認可化していただき、認可保育所としてそういう多様なサービスを提供していただくことが重要ではないかというふうに思つております。

多様な保育所への対応については、新エンゼルプランで具体的な数値目標を掲げまして、延長保育ですか一時保育ですか休日保育ですか、それは、その中でも目標を、先生何回も目標をもう少し高く設定しろという趣旨のことをおしありだいております。そして、十四年度については、その中でも目標を、先生何回も目標をもう少し高く設定しろといつておりましたけれども、新エンゼルプランの最終目標を取り組んできております。そして、十四年度について、そこでも目標を、先生何回も目標をもう少し高く設定しろといつておりました。

○松あきら君 まさに公設民営ができるところを前倒して、十四年度にやれるものはやりたいということで十四年度の概算要求をやらせていたいと思います。だから、第三者評価制度を厚生労働省はスタートさせると。これを伺おうと思つたらさつき小宮山先生も伺つて、これはもう絶対必要なんですね。ですから、こういう制度ができるといつこ

とは非常に質の高い保育園、保育所が維持できる、そういう期待が持てる。こういう第三者評価をぜひ進めていただきたいというふうに思つておられます。

時間がないので次に参ります。
続いて、児童委員についてお尋ねをいたします。

児童委員というのはふだんどのような任務をどこでされているんでしょうか。民生委員の方はよく私もわかっているんですけども、児童委員というのはお母さん方にはいま一つよくわからないというところがございます。主任児童委員と児童委員の役割を御説明お願ひいたします。

○衆議院議員(青山二三君) 松あきら議員の御質問におきまして、児童福祉法などに基づきまして、地域の子供や妊娠婦の実情等の把握、また地域での子育てに関する相談・援助活動、また児童相談所や福祉事務所などの行政事務への協力などを行つていただいているところでござります。

また、今回法定化されます主任児童委員の方々は、区域を担当する児童委員と児童相談所などの児童の福祉に関する機関との連絡調整を行つていただきとともに、児童委員の活動に対する援助また協力を行つていただいておりまして、今回の法改正で法定化されることを機会に一層の活躍を期待したいと考えているところでございます。

○松あきら君 今伺つて、本当に大事なことだと私は思つております。

例えば第三者評価制度、あるいは今の主任児童委員、児童委員、もちろん公設民営の利点、こういふふによくなりますという点もすべて含めて皆さんに知つていただきることが大事だと思うんであります。

その広報活動ということに対しまして大臣伺つて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今、議員の方からも答弁がありましたとおり、この民生委員というのは児童委員を兼務いたしておりまして、そしてお年寄

さまである問題により的確に対処していくだけれども、それを見ますとそのことがはつきります。厚生労働省は四月段階の待機児童数しか余り使いになりませんけれども、昨年の十月段階では五万六千人と前年を上回っているんですね。今、資料を皆さん方のお手元に配つております。厚生労働省は研修等の充実を図ることとしておりまして、その活動が一層活性化されることを期待しているところでございます。

○松あきら君 そうしますと、今問題になつておられます児童虐待防止にもこれは大いに役立つてもうれしいことがあります。虐待の問題等いろいろの問題を御相談に乘つたりする一方におきまして児童をおきますさまざまな家庭での問題虐待の問題等いろいろの問題を御相談に乘つていただいているわけでございまして、今

ござります。また、児童委員の職務として「児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める」と等の規定を追加するなど、その職務を明確にすることによりまして資質の向上を図ることとする。このようないたしておられます。

○衆議院議員(青山二三君) 今回の法改正においては、児童委員に対する研修を充実することをぜひ進めていただきたいというふうに思つておられます。

児童委員の方々がより健やかに育つていただけることといたしておられます。

児童虐待に関して重要な役割を担つていただきたいと考えておられるところでござります。

例えば、具体的に申し上げますと、住民の身近な相談者、また聞き役、支え役として児童虐待を予防するとともに、児童虐待の早期発見と速やかな通告を行つていただき、さらには児童相談所等と連携しながら児童虐待の再発防止やまたフォローアップなどの活動を行つていただく、このよ

うなことによりまして児童虐待の予防やまた早期発見、再発防止の面で効果を上げることを期待しているところでございます。

○松あきら君 今はまだ、本当に大事なことだと私は思つております。

例えば第三者評価制度、あるいは今の主任児童委員、児童委員、もちろん公設民営の利点、こういふふによくなりますという点もすべて含めて皆さんに知つていただきすることが大事だと思うんであります。

その広報活動ということに対しまして大臣伺つて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 今、議員の方からも答弁がありましたとおり、この民生委員というのは児童委員を兼務いたしておりまして、そしてお年寄

さまである問題により的確に対処していくだけれども、それを見ますとそのことがはつきります。保育所の整備計画そのものをやはり政府が持つてこなかつたということ、やはりこの責任が問われているというふうに思つておられます。

私も日本共産党は、保育所の整備計画自身を

ますが、この主任児童委員の皆さんというのは、児童のことを中心にしてひとつ御活躍をいたたく、そして民生委員の皆さん方がいろいろとお取り組みをいただいているその中で児童に関することを、横の連絡と申しますか、そうしたことの連絡もひとつの引き受けをいただいて、全体でひとり組みをいただいているところでござります。

ようにして、こう、こうこうことでござります。今回この人数をとし十二月から六千人ふやすことによりまして、そしてさらに充実をしてもらいたいというふうに思つておられるところでございま

ります。児童がより健やかに育つていただけることを、横の連絡と申しますか、そうしたことの連絡もひとつの引き受けをいただいて、全体でひとり組みをいただいているその中で児童に関することを、横の連絡と申しますか、そうしたことの連絡もひとつの引き受けをいただいて、全体でひ

目標に持つということをずっともう本当に主張をし続けてきているんですけども、なかなかそれ

私は、質問したいのですけれども、まず児童福祉法の二十四条を見ます。そうしますと、「市町村は、」というふうにあります。そして、「保育所において保育しなければならない」という言葉で結ばれているわけです。こういふことは規定をされておりますけれども、市町村は保育所を整備する責任があるということになります。

昭和六十一年十一月の十一日ですけれども、参議院の内閣委員会で、当時の厚生省の児童家庭局長でありました坂本龍彦さんは、市町村において保育に欠ける児童があればそれを保育するといふことは市町村の義務になると、こういう状況がありませんながら保育所をつくらない、あるいは保育に欠ける児童に必要な措置をとらないことはむしろ市町村として法令違反と、こういうふうに答弁をなれています。

今回の改正案によつてこの二十九条を形骸化することがあつては絶対にならないと、こういふふうに私は考へておりますけれども、大臣の基本的な認識をお聞きしたいと思います。御答弁をお願

○國務大臣(坂口力君) 今お話をいたしましたとおり、児童福祉法の第二十四条第一項によりまして市町村の責任により行うことというふうにさ

保育サービスの提供主体につきましては、公立のほかに社会福祉法人やその他の主体が認められているのもまた事実でございます。保育所の施設整備に当たりましては、地域の保育需要に対応いたしまして保育所の供給量を確保することが必要でありますし、また公立、民立を問わず、多様な保育ニーズに対応いたしまして、保護者等が利用しやすい保育サービスの提供体制を整備することが肝要というふうに考えております。

今、委員が御指摘になりましたように、市町村

です。

ところが、今起きているのは、既に認可の条件がほとんど整っているのに認可申請をしても認め

てくれない」という訴えが私のところにも寄せられていることです。認可の推進についてやはり本当

に速やかに徹底すべきだというふうに私は思つて
おります。

認可推進について、概算では百六十カ所に幾らか予算をつけるというものが出ておりますが、無

認可保育所は現在一万カ所あり、そして予算枠が少な過ぎると。一万ある割には予算枠が少な過ぎ

るというふうに思つてゐるんです。認可推進を進める上ではやはり補助をすべきだと考へてゐるんで

さらに、事故があつた場合の救済策として、認

可園において公的な災害共済給付制度というのが定着をしてきておりますけれども、無認可園につ

いってはそこまで行つていないので現状なんですね。それで、民間の保険会社が入つていて、例え

ば事故があつたという、そういうときには救急車よりも早く保険会社が飛んでくる、そして到着し

て窒息死を乳幼児突然死として届けさせるとい
う、こういう悪質なケースもありました。

子供の命に認可も無認可もないというふうに思
うわけなんです、子供はまさに平等ですか。ま

してや、今回の改正で届け出制を義務づけたのであり、せめて何かあったときの保険制度というの

は統一的な基準にして、そして助成をすべきではないかと、このように思つてゐるんです。

二つのことをお聞きしましたけれども、御答弁を大臣、お願いいたします。——大臣にお願いし

○副大臣(南野知惠子君) たのですが。
お答えして、もし足り

なければ、また大臣の方からというふうにお願いいたします。

先生はもう本当に保育の機微に触れておられ、本当に大切なポイントを押さえておられるという

ふうに思つておりますが、今、無認可から認可へ

第七部 厚生労働委員会会議録第八号 平成十三年十一月二十二日

○國務大臣(坂口力君) この公營と民間の問題につきましてはなかなか一言で言いがたい難しい問題があるというふうに思うんですが、民間の中には本当に保育に、育児につきまして一つの哲学を持つていて、そしてこういう保育をやりたいという考え方のものにおなりになっている方もあるわけですね。そういう皆さんの中にはいわゆる認定をしてもらいたくない、認可でやつていいけどいとうふうに宣言をされる皆さん方もおありますことは事実でござります。

それから、本当は認可してほしいんだけれども、しかしながら基準が合わないというようなことがあってなれないという皆さん方がおりになることも事実だらうというふうに思つておりますので、私は一概にこれを線を引いて言うことは難しいというふうに思いますが、我々の、政府の側といたしましては、認可された保育所になりたいという思いをお持ちになつている皆さん方に我々からそれを阻止するということはあつてはならない、やはりできる限り認可の保育所になりたいというふうに思つていただけ皆さん方に対してもはなつていてただくよな体制を整えることが大事であると思つてゐるわけであります。

○井上美代君 哲学を持っていて認可をしてほしくないと思っていらっしゃる方もおいでになると、それは確かだと思います。だから、認可をしてほしいという人たちをすぐに認可できるようになしきればいけないと思うんです。私は、無認可にこれだけはお世話になつて今日まで来たわけなんです、だからそういう意味でも認可をきちんととするのが国の責任である、このように思つております。

私は、次に最低基準の問題で質問をいたしました。

この最低基準はいろいろありますて、時間をほんの少ししかこの大事な保育所の問題でいただけないという、そういうことがあるわけで、部分しか質問ができないんですけれども。

政府は保育所もつくらずに無認可保育に本当に

頗るだまで、父母の力を合わせた無認可の、良識ある無認可保育所なんですねけれども、全くこれにも補助もしなかつた。してこなかつたということは本当に、私は長く運動もやつてまいりましたので、そういう点でも悔しい思いでございます。やはりそこに私は、待機児童があえていったといふのにも国の責任があるということを私はこの際はつきりと申し上げておかなければいけないといふふうに思つております。

私は例として保育所の最低基準を取り上げます。特に一つは待機児対応ということで入所の定員というのがありますよね。だけれども、待機者が非常にふえてきたというので二五%増しで入れていいよというのを国は決めて通達を出された。しかも、この十月からはその二五%さえもなくしてしまわれました。この際、最低基準は守るといふふうに言いますけれども、その最低基準が私は問題だといふふうに思つているんです。

面積の基準で例を挙げていきたいというふうに思いますが、戦後、一九四八年から五十二年になりますけれども、少しも面積が変わっていないと、いうことなんです。厚生省自身がその後、一人当たり五平方メートルということが適切と通達まで出されてやつてきたほどなんです。しかしながら、ことしの三月、さらに通達を出して、定員オーバーについては、匍匐、はいはいのことですけれども、子供がはいはいしない乳児については、一・六五平方メートルに戻してやりなさいと。言つてみれば、さきの五平方メートル、全然違いますよね、広さが、の改善通達を事実上撤回してしまつたということになるわけです。

一・六五平方メートルといえば、ベビーベッドをまず置きます、そしてそこに保育者が立ちます、それだけのスペースなんですね。生後四ヶ月から五ヶ月で匍匐し始める子供もおります。匍匐をしない子に対しては、保育士が刺激を与えながらいろいろやつて匍匐できるように導いていくわけですね。一・六五平方メートルで乳児にはいはいなどをさせる十分な保障の面積というふうには

ならないわけです。
大変こまいる話なんですけれども、面積が一・六
五平方メートルなんて非常にこまいる話なんですね
けれども、やはり子供たちが成長するのには余りに
狭い面積だということを私は申し上げなくて数
字と通達を繰り返しました。
今、定員をはるかにオーバーしているわけなん
です。それは二・五%を外されたりする中で、入れ
るんだつたら幾らでも入れていいという状況にな
なつていて、そして定員がオーバーしております
す。最低基準を下回っている事態も報告を受け
ております。
一歳児でも一・六五平方メートルで計算して、
もうぎゅうぎゅう詰めのところが出てきておりま
す。廊下や階段まで入れて計算をしてているんで
す。そして、子供をそこに入れております。だか
ら、子供をまたいで、踏みつけそうになるけれど
も、踏みつけないようによく注意をしながら職員
の方たちは、保育士の人たちはやつていて。保育
室を乳児室にして、そしてロッカーも足りないと
か、廊下を仕切って保育室に使ってています。そし
て、保育士が廊下にカーテンで仕切つて着がえを
やつてているというような、そういう現状も出てい
るんですね。この状態というのは、もう子供には
ゆとりのない保育が強いらでているという。そ
ういう状況なんです。保育士には過重な労働があり
まして、もう保育士さんたちはとても大変と、こ
ういうふうに言つております。
こういう現状になつている事態を一日も早く解
決しなければいけないということは確かだという
ふうに思いますけれども、やはり厚生労働省が出
されるその通達でこの事態になつているわけです
ね。この事態をどのように考えられるのか、大臣、
御答弁をお願いしたいと思います。
○副大臣(南野知恵子君) 先生にいろいろと御指
導をいただきました。私が足りないところはまた
大臣の方からお話をあるだろうというふうに……
○井上美代君 時間がないんですよ。私は三十分
しかないですから。

○副大臣(南野知恵子君) はい。先生より私の方に
が少し細かい分野については知っているんじやな
いかなど、そのように思います。
今、先生がお尋ねのいろいろな課題がございま
すが、國の責任というふうに言われましても、
我々、國を支えている議員全体が國の責任を負う
べき立場であろうと思つておりますので、私もい
ろいろな保育所をお訪ねしてまいりました。保育
所の間取りの問題、今先生がおっしゃった飼育の
問題などもいろいろな課題があろうと思っており
ますので……

○井上美代君 短くしていただきたいと思います
す。

○副大臣(南野知恵子君) わかりました。先生も
長い御質問でしたので、それにお答えしなきやと
思つておるわけで。

飼育の場所についても、我々としましては、保
育所がどのようになつているかということを、保
育所がどのようになつていてはいけない役割も國の立場とし
てあらうかななど、そのように思つておるところで
あります。

では、短くするためにちょっと読んでまいりま
す。

保育環境の改善につきましては、國としても努
力をいたしておりますし、また地方公共団体が地
域の実情に応じて保育所の設備や人員配置に係る
児童福祉施設の最低基準の上乗せをしているとい
うことは認めざるを得ないというふうに思つてお
ります。

具体的には、國といたしまして、保育所の施設
整備に係る国庫補助に当たりましては最低基準を
上回る面積を補助基準といたしております。ま
た、地域子育て支援ベースの確保などを通じいま
して、ゆとりのある空間の整備ができるようにな
っているところでございます。

しかしながら、地域によりましては待機児童が
多い、先生御指摘ございますが、かつ緊急度が
高い、そのような場合には保育サービスの量的な
確保が地域における最優先の課題となつておる場

合があり、これらの場合にはつきましては、最低基準を超えて設定している水準が相対的に低下してしまっており、児童福祉施設最低基準第四条の規定、これは先生御存じの文でござりますが、その趣旨に反するものではないと思っております。

○井上美代君 済みません、時間がないんです。

○副大臣(南野知恵子君) あと二行でございます。

なお、最低基準に抵触した場合には国として自治体に適切な指導を行つてまいります。

いろいろと現場も観察してまいりますので、その件については御安心いただければというふうに思います。

○井上美代君 なかなか安心できないものですか

い。

私、時間が欲しいんですけども、時間がありますので。

私は随分数字を挙げたんですけども、やはりこういう事態になつているということを説明するためには数字を挙げたんです。だから、その数字に答えていただかなくていいんです。そういう事態になつていてことについてどう思うかということがありますので、大臣、よろしくお願ひします。

○國務大臣(坂口力君) 私もこの数字のことまでちょっとよく率直に言ってわかりません。わかりませんが、トータルで申し上げれば、やはり保育の質といふものを維持しなきやならない、大事にしなきやならないということは、それはもうそのとおりでございますから、余り小さなところで本当に廊下や階段にまでその面積の中に入れておるというようなどころがあるのかどうか、私はちょっとわかりませんけれども、私は普通はそんなことはないのではないかというふうに思つております。

そこは私たちもよく調べますけれども、ぜひひとつそうしたことも十分に考えながらこれからやっていきたいとふうに思つております。

合があり、これらの場合にはつきましては、最低基準を超えて設定している水準が相対的に低下しても、住民の保育ニーズに的確に対応するための地方公共団体としての判断をしていただくということであり、児童福祉施設最低基準第四条の規定、これは先生御存じの文でござりますが、それの趣旨に反するものではないと思っております。

○井上美代君 済みません、時間がなんんです。

○副大臣(南野知恵子君) あと二行でございます。

なお、最低基準に抵触した場合には国として自治体に適切な指導を行つてまいります。

いろいろと現場も観察してまいりますので、その件については御安心いただければというふうに思ひます。

○井上美代君 なかなか安心できないのですか

○井上美代君 きょうはもう五十人ぐらいの方が後ろで傍聴してくださっているんですけれども、皆さん方が一番体験しておられることです。今調べると言つてくださったのですけれども、ぜひ調べてほしいというふうに思います。

○國務大臣(坂口力君) 大臣、いかがでしようか。

○井上美代君 いましたら調べさせていただきます。

○井上美代君 やはり事実を調べるということがもう一番改善にとつても大事であるというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

それで、私は、最低基準の省令がありますけれども、その第四条ですけれども、「児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」と、このように書いてあります。そして第一項には「最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させはならない。」と、こ^{ういうふうに書いてあります。}

ところで、この七月に総合規制改革会議が出しました中間取りまとめという文書があります。ここには「国の設置基準等に、地方公共団体が合理的でない基準を上乗せすることのないよう」と、こういう言葉が入っておりますが、これは私、問題だというふうに思うんです。質の改善には取り組まず、そして効率化だけを優先させて、企業参入のために規制緩和で最低基準を緩和させることと一体で準備されたのがこの改正の五十六条の七ではないかと、こういうふうに思うわけなんです。

最低基準が不十分であり、改善の努力をするために地方自治体が上乗せをしてそして保育の質を向上させようとしているのに対して、国が最低基準の上乗せをするなどというのは、これは最低基準違反ではないかと、こういうふうに思うわけなんです。

ここのこととはどういうふうに考えればよろしいですか。

○政府参考人(岩田嘉美枝君) 最低基準は国が定めている認可保育所としての最低の基準でござりますから、自治体の判断でそれを上回る水準が確保できるところにござれば、そういう御判断は的確な御判断であるというふうに思つております。

ただ、ここで問題になつてゐるのは、自治体の財政事情も大変厳しい中で、そして一方では待機児童がたくさんおられる、あるいは無認可保育所に入れるを得ないような状況があるという、そういう状況の中でどういう水準、どういう質の保障とどういう量的な拡大を総合的に判断していくか、これは本当に自治体が責任を持つて判断されるということだと思います。

その結果、先ほどの南野副大臣の答弁の中にもありましたけれども、量的な拡大が今はもう最優先の課題であるといふに判断される自治体が、もちろん最低基準はクリアしていただかないといけませんけれども、その範囲内で条件を見直すということは場合によつてはあり得るんじゃないかというふうに考へているところでござります。

○井上美代君 最低基準の上乗せをするなどということはないということでよろしいでしょうか。

○政府参考人(岩田喜美枝君) 地方自治体単独事業の上乗せ、これを理由として新規の保育サークルの供給量増大の努力をしない、努力ができないという自治体があるのであれば、それは再考すべきだというふうに思つております。

○井上美代君 時間がなくなりましたけれども、私は五十六条の七について質問をしたいと思います。

改正案の五十六条の七ですけれども、市町村に對して、公立保育所の整備ではなく、今後の保育所整備について多様な事業者に土地を貸与するなどという、PFI方式などの措置を講じて民間企業などの参入を促進しようと、この整備の中身まで含めて義務規定としているのは地方自治権と矛盾するのではないかということです。

あくまでも実施主体は市町村です。保育所整備について児福法一十四条は市町村の整備義務を明確にしているわけで、それは先ほど申し上げたとおりです。公立にしても、私立にしても、社会福祉法人やそしてまた非営利団体などいろいろあります。今後の保育所の整備において、公立保育所を排除し、まず民間にゆだねるということなのかということをお聞きしたいと思います。

社会福祉法人の場合は現行法でもかなり整備費が措置されるが、今回大きく整備が措置されるとになるのは民間企業なのだとということ、五十六条は何を義務規定にしているのかということ、手法まで縛るつもりなのかということをお聞きしたいんです。そうなれば自治権の侵害になつていくというふうに思うんですね。これは発議者に聞きたいと思います。御答弁願います。

○衆議院議員（塙崎恭久君） 井上議員、先ほど来、保育の質の問題を特に大事にしなければいけないというお話をございました。

まさにそのとおりだと思いますが、この五十六条の七というのは、まず第一に、どういう市町村でこういうことをやってほしいかといいますと、保育の実施への需要が増大している市町村ということであります。が、都市部の特に先ほど先生御指摘の待機児童の多いところを中心にやってほしいということでありまして、何をお願いしているかといえば供給を効率的にしてほしい、ふやしてほしい、こういうことだと思つんです。

質と供給とはまた別問題であつて、結論的に申し上げれば、先生が御懇念の公立保育所を排除するのかと、こういうことになりますが、それは決してそういうことではない。ただ、どういう方法をとるかはそれぞれの市町村がまちろんないわけであります。たとえば公立でやるとすれば当然定員の問題もこれあり、予算の制限もこれあり、いろんな制限があるわけでありますから、そのところをいろいろ知恵を絞つてやってくれと、その